

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等 (環境省告示) について

1 環境省告示について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項の規定を実施するために、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等が、4 月 17 日に告示されました。

(1) 災害廃棄物の受け入れ基準

可燃物については、焼却後の焼却灰等の放射能濃度 8,000 Bq/kg を下回ること。このため、焼却前の災害廃棄物の平均的な放射能濃度は、240 Bq/kg 以下であることを目安とすること。

(2) 処理の方法

ア 可燃物の焼却処理

高度の機能を有する排ガス処理装置（バグフィルタ等）が設置されている施設で焼却を行うこと。また、焼却灰等は一般廃棄物の最終処分場に埋立てること。

イ 水面埋立の場合

(7) 陸域化した部分

陸上の最終処分場と同様に飛散防止や覆土等を行うこと。

(1) 水面部分

埋立する災害廃棄物から溶出する放射性物質の総量と災害廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量から、内水の濃度を算出し、「公共の水域における放射性物質の濃度限度」以下であること。

(3) 広域処理における安全性の確認方法

ア 搬出側での確認方法

- (ア) 一次仮置場において、災害廃棄物の種類ごとに放射能濃度を測定し、受入基準を満たしていることを確認すること。
- (イ) 二次仮置場から災害廃棄物を搬出する際に、当該廃棄物の周辺の放射線量を測定し、バックグラウンドと比較して有意に高くないことを確認すること。

イ 受入側での確認方法

- (ア) 焼却灰等の放射能濃度を月 1 回程度測定するとともに、焼却等に伴い生じた排ガスの排出口において当該排ガス中の放射能濃度を月 1 回程度測定すること。
- (イ) 焼却工場及び最終処分場の敷地境界において放射線の量を 7 日に 1 回程度測定すること。
- (ウ) 水面埋立の場合、残余水面部の内水の放射能濃度を月 1 回程度測定すること。

2 国への要望と回答について

(1) 経緯

- ・ 3 月 6 日付：神奈川県及び 3 政令市は国に対して、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する要望を行いました。
- ・ 3 月 18 日付：国から要望に対する回答が送付されました。
- ・ 4 月 12 日付：回答に追記する旨の文書が送付されました。

(2) 追記の内容

「なお、安全性の基準を満足した上で、搬出側の災害廃棄物の放射能濃度と受入側地域の一般廃棄物の放射能濃度が同程度である場合に受入れを行うこととすることは、より住民の安心が得られるよう配慮したものであると考えられます。」との内容が 3 月 18 日付けの回答に追記されました。

環廃対発第120417001号

平成24年4月17日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局）長 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

標記について、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）第6条第1項の規定を実施するため、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等について、別添のとおり告示されましたので通知します。

告示の内容については、「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」（平成23年8月11日環境省作成）等に基づき、広域処理に係る受入基準、処理の方法、安全性の確認方法等について定めたものであります。

ついては、別添告示等に基づき、受入側の地方自治体や住民の理解を得て広域処理が円滑に進むよう、特段の御協力をお願いするとともに、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

○環境省告示第七十六号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）
第六条第一項の規定を実施するため、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準
等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年四月十七日

環境大臣 細野 豪志

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等

第一 一般原則

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）

第六条第一項の規定に基づく広域的な協力に係る災害廃棄物の処理（以下「広域処理」という。）を
進めるためには、災害廃棄物を受け入れる地域の住民等の安心の観点からの理解を得ることが重要と
なっていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の規定
を遵守することはもとより、より入念的な処理の方法や安全性の確認等の措置を講ずるよう努めるこ
と。

第二 受入基準等

一 可燃性の災害廃棄物の焼却、熔融、熱分解又は焼成（以下「焼却等」という。）を行う場合は、焼却等により生じるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「焼却灰等」という。）の放射能濃度（セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計をいう。以下同じ。）が十分な安全率をもって八千ベクレル毎キログラムを下回ることとする。

このため、受け入れる災害廃棄物の平均的な放射能濃度は、災害廃棄物のみを焼却する場合であっても、焼却灰等の放射能濃度が八千ベクレル毎キログラムを確実に下回るように十分な安全率をもった二百四十ベクレル毎キログラム（流動床式の焼却設備を用いる場合にあつては四百八十ベクレル毎キログラム）以下であることを目安とすること。

二 災害廃棄物の再生利用を行う場合は、再生利用した製品の平均的な放射能濃度が市場に流通する前の段階で百ベクレル毎キログラム以下となるようにすること。

三 焼却等を行わずに災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、受け入れる災害廃棄物の平均的な放射能濃度が、八千ベクレル毎キログラムを下回ることとする。なお、広域処理の対象となる災害廃

棄物の実際の放射能濃度は、不検出から数百ベクレル毎キログラム程度までの範囲であり、この基準を十分に満足するものである。

第三 処理の方法

一 可燃性の災害廃棄物の焼却等を行う場合は、ろ過式集じん方式の集じん機等当該処分に伴い生じた排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設を用いて行うこと。また、焼却灰等は、一般廃棄物の最終処分場において埋立処分を行うこと。水面埋立地のうち、陸域化した部分において埋立処分を行う場合は、陸上の最終処分場と同様の方法によることとし、水面部分への投入によって埋立処分を行う場合は、次の各号に掲げる要件に適合していることを確認すること。

(一) 埋立処分を行おうとする水面埋立地において、埋立処分が終了するまでの間に埋め立てる災害廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量と、災害廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量との比率から算出される水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事

故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第三十三条第二号ニに規定する最終処分場周辺の公共の水域における放射性物質の濃度限度以下であること。

(二) 水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度について測定を行い、継続的に監視すること。

二 災害廃棄物の再生利用を行う場合は、製品として広く市場に流通しても問題が生じないよう、第二の二によること。

三 焼却等を行わずに不燃性の災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、必要に応じ分別、破碎等の処理をして、一般廃棄物の最終処分場において埋立処分を行うこと。

第四 安全性の確認方法

一 搬出側における安全性の確認方法

(一) 一次仮置場（災害廃棄物の発生地周辺に設置された災害廃棄物の一時的な保管場所をいう。）において、災害廃棄物の種類ごとに放射能濃度を測定し、第二に掲げる基準に適合していることを確認すること。

(二) 二次仮置場（広域処理に係る災害廃棄物の搬出が行われる災害廃棄物の一時的な保管場所をいう。）から災害廃棄物を搬出する際に、当該災害廃棄物の周辺の放射線量を測定し、バックグラウンドの放射線量よりも有意に高くないことを確認すること。

二 受入側における安全性の確認方法

(一) 可燃性の災害廃棄物の焼却等を行う場合は、焼却灰等の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、焼却等に伴い生じた排ガスの排出口において当該排ガス中の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。また、焼却等を行う施設及び焼却灰等を埋め立てる最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を七日に一回程度測定すること。水面埋立処分を行う場合は、残余水面部の内水の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。

(二) 災害廃棄物の再生利用を行う場合は、再生利用前の分別、破碎等の中間処理によって均質化された災害廃棄物の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、再生利用した製品の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。燃焼を伴う再生利用の場合は、焼却灰等の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、燃焼に伴い生じた排ガスの排出口において当該排ガス中の放射能

濃度を一月に一回程度測定すること。

(三) 焼却等を行わずに災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立前の災害廃棄物の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。また、最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を七日に一回程度測定すること。

(四) (一)、(二)及び(三)に係る測定結果を記録し、一定期間保存すること。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の 広域処理に関する要望について

平成 24 年 3 月

神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する要望について

東日本大震災では、岩手県と宮城県において2,000万トンを超える災害廃棄物が発生していることに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出されるという事態に見舞われた。

このような事態に対処するため、平成23年8月に、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が公布され、法制度の整備も行われたが、しかし、放射能に対する不安などから住民の理解が得られず、自治体による取組が進んでいないのが現状である。

神奈川県では、昨年12月に、焼却施設を持つ横浜市、川崎市、相模原市と連携し、県民の理解を得た上で、災害廃棄物の受入を行う方針を表明し、県民との直接対話を実施するなど、説明に努めているところである。

県と3市では、この国難を乗り越え東北の復興を図るため、災害廃棄物の受入に向け、今後とも最大限の努力を払っていく所存である。しかし、自治体が、地域住民の理解を得て広域処理に取り組むためには、災害廃棄物の処理について、新たな特別の枠組みや財政的、技術的支援が不可欠であるので、県民・市民の意見・要望を踏まえ、次の事項を要望する。

- 1 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法において規定する災害廃棄物について、広域処理を推進するため、次の事項について法的措置等を図ること。
 - (1) 災害廃棄物の広域処理に関する国の責任の明確化
 - (2) 広域処理する災害廃棄物の処理規定の整備
 - (3) 受入れる災害廃棄物に係る放射性物質濃度基準の設定
 - (4) 広域処理に係る全ての経費の国による負担
 - (5) 国民に対する国の説明責任

- 2 災害廃棄物の広域処理に関して国が負担する経費については、直接的な経費のみならず、間接的な経費も負担すること。例えば、災害廃棄物の広域処理に使用した処理施設を再整備する際には、国として必要な財政支援を行うなど、適切な対応を行うこと。

- 3 災害廃棄物の広域処理に関して焼却灰等の埋立処分を行う場合には、最終処分場の負担軽減に資するよう、焼却残渣等の再生利用について国として積極的に取り組むこと。

- 4 災害廃棄物の焼却灰等の埋立について、安全性の考え方や技術的な指針を明確にすること。また、国民の安心が得られていない状況から、国として、国民の不安解消に向けて積極的に取り組むこと。

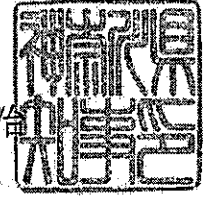
平成24年3月6日

環境大臣

細野豪志様

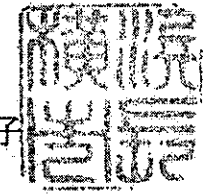
神奈川県知事

黒岩祐治



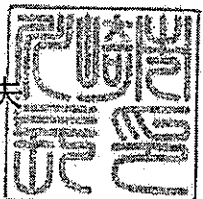
横浜市市長

林文子



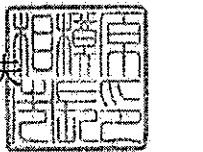
川崎市市長

阿部孝夫



相模原市長

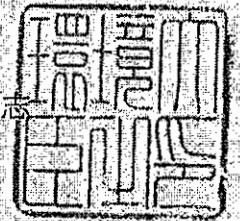
加山俊夫



環廃対発第 120318001 号
平成 24 年 3 月 18 日

横浜市長 林 文子 殿

環境大臣 細野 豪 志



東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する要望について（回答）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 3 月 6 日付けで御提出いただきました標記について、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、災害廃棄物の迅速な処理に向け、環境省を挙げて努力してまいりますので、被災地の日も早い復興のため、貴団体におかれましても災害廃棄物の受入れへの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の
広域処理に関する要望に対する回答

平成24年3月
環 境 省

1 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法において規定する災害廃棄物について、広域処理を推進するため、次の事項について法的措置等を図ること。

- (1) 災害廃棄物の広域処理に関する国の責任の明確化
- (2) 広域処理する災害廃棄物の処理規定の整備
- (3) 受入れる災害廃棄物に係る放射性物質濃度基準の設定
- (4) 広域処理に係る全ての経費の国による負担
- (5) 国民に対する国の説明責任

(答)

(1) について

昨年8月に成立した東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号。以下「災害廃棄物処理特別措置法」という。）において、国の責務が法律上明らかとなり、その中で広域処理の要請に関する規定が設けられています。

今般、広域処理への協力を都道府県等に具体的内容を明示し、文書で正式に要請する方針が内閣総理大臣から示されたことから、同法に基づき、国の責任を明確にした上で、都道府県等に対して改めて正式に要請することとしています。

(2) 及び (3) について

住民の理解を得て広域処理が円滑に進むよう、環境省では「広域処理の推進に係るガイドライン」を策定し、災害廃棄物の安全性の考え方等を取りまとめています。

また、今般、災害廃棄物処理特別措置法に基づき環境大臣が定める告示として、災害廃棄物の放射性物質濃度に関する安全性の基準、焼却等の処理方法を定めることとしています。

(4) について

広域処理は、被災地の災害廃棄物処理事業により実施されるものであり、その処理・処分費用については、実質的に全額国が負担することとしています。

また、受入側の自治体への支援を拡充するため、今般、災害廃棄物を受け入れる施設の減価償却費を含めて国が全額負担するとともに、災害廃棄物の受入れに伴い、受入側の自治体が地域住民の方々の安心の確保のために要した費用（放射能測定、住民向け説明会等）についても国が支援することとしました。

(5) について

災害廃棄物の広域処理の推進については、政府を挙げて取り組んでいるところであり、内閣総理大臣自ら記者会見等において説明を行うなどしており、今後とも広域処理に関する国の説明責任を果たしてまいります。

また、広域処理の必要性や安全性を国民に理解していただくため、パンフレット、ホームページ、映像資料、新聞等のメディアを通じた広報についても、一層積極的に取り組んでまいります。

2 災害廃棄物の広域処理に関して国が負担する経費については、直接的な経費のみならず、間接的な経費も負担すること。例えば、災害廃棄物の広域処理に使用した処理施設を再整備する際には、国として必要な財政支援を行うなど、適切な対応を行うこと。

(答)

今般、広域処理により災害廃棄物を受け入れる施設の減価償却費についても国が負担することとしました。

また、災害廃棄物を埋め立てたことにより減少した処分場の容量に対応するため、それに見合った最終処分場の建設が必要になることに対する支援措置についても、今後具体化することとしています。

3 災害廃棄物の広域処理に関して焼却灰等の埋立処分を行う場合には、最終処分場の負担軽減に資するよう、焼却残渣等の再生利用について国として積極的に取り組むこと。

(答)

災害廃棄物の処理に当たっては、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月16日策定）において、再生利用が可能なものは極力再生利用する方針を示しているところです。また、焼却灰をセメント原料として利用する場合や熔融スラグの再生利用について、安全性の考え方を示しました。

復旧・復興事業等における再生資材の利用促進については、関係省庁のほか、業界団体にも協力を要請しているところであり、災害廃棄物であるコンクリートくずや熔融スラグ等の再生利用について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

4 災害廃棄物の焼却灰等の埋立について、安全性の考え方や技術的な指針を明らかにすること。また、国民の安心が得られていない状況から、国として、国民の不安解消に向けて積極的に取り組むこと。

(答)

災害廃棄物の焼却灰等の埋立については、これまでも安全性の考え方や技術的な指針をガイドライン等の形でお示ししてきたところです。

今後も引き続きそれらの検討を行うこととしており、ガイドライン等を一層充実させていきたいと考えています。

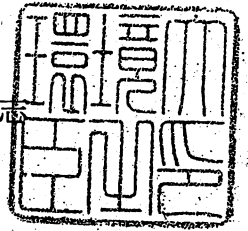
また、住民の不安を解消するため、放射能測定を拡充し、今後は処分場における測定も国が財政支援するとともに、受入自治体から要請があれば、国も前面に立って自治体とともに放射能測定を実施することとしました。

これらに加え、広域処理の必要性や安全性を国民に理解していただくため、パンフレット、ホームページ、映像資料や新聞等のメディアを通じた広報についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

環廃対発第 120412005 号
平成 24 年 4 月 12 日

横浜市長 林 文子 殿

環境大臣 細 野 豪 志



東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する要望に対する回答について (補足)

平成 24 年 3 月 18 日付けで発出した東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する要望に対する回答「1 (2) 及び (3) について」の下に下記の事項を追記する。

記

なお、安全性の基準を満足した上で、搬出側の災害廃棄物の放射能濃度と受入側地域の一般廃棄物の放射能濃度が同程度である場合に受入れを行うこととするは、より住民の安心が得られるよう配慮したものであると考えられます。